

## 事業地内に土地・建物をお持ちの皆様へ

### ○都市計画法に基づく制限等について

事業認可に伴い、事業地内には都市計画法に基づく制限等が発生することとなります。

概要については以下のとおりです。

#### < 建築等の制限 >

都市計画法第65条の規定により、練馬区長の許可を受けなければ、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築、その他工作物の建築（都の建築主事の確認対象となる建築物等に係るものを除く）または、移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行うことができません。

#### < 土地建物等の先買い >

都市計画法第67条の規定により、事業地内の土地建物等を施行者（練馬区）以外の者に有償譲渡しようとする方は、その土地建物等の予定価格の額および譲り渡そうとする相手方、その他決められた事項をあらかじめ書面をもって施行者（練馬区）に届け出ていただくことになっております。

届け出があった後、30日以内は、当該土地建物等を譲り渡すことはできません。練馬区においても買取のご相談をさせていただきます。

## 都市計画道路 補助230号線の事業概要 (青梅街道～新青梅街道間)

## ご意見・ご質問

事業概要に関するご意見やご質問等がありましたら、下記までお知らせください。

#### 事業に関すること

練馬区 土木部 計画課 道路整備担当係

TEL：03-5984-1099（直通）

#### 用地取得に関すること

練馬区 土木部 特定道路課 道路用地担当係

TEL：03-5984-2336 03-5984-2370（直通）



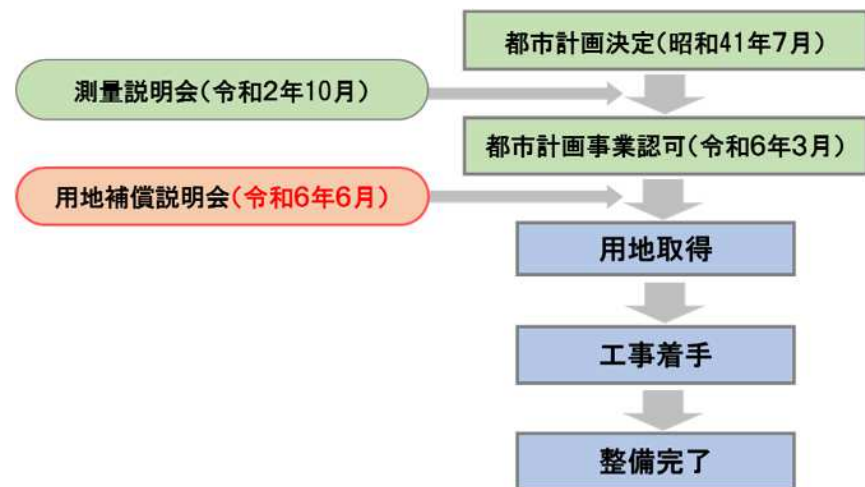
練馬区

## 事業計画の概要

施行者	練馬区
名称	東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第230号線
事業地	練馬区関町北二丁目および関町北四丁目各地内（下図のとおり）
事業認可日	令和6年3月6日
事業延長	914m
計画幅員	16m



## 事業の流れ

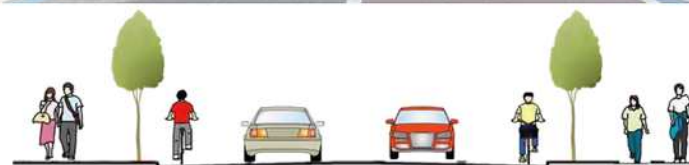


## 整備の方針

### 目的

歩道を整備するとともに、自転車の走行空間を確保し、安全性・快適性・駅へのアクセス性の向上を図ります  
 青梅街道と新青梅街道を接続し、駅周辺の交通混雑（関町庚申通りなど）の緩和を図ります  
 無電柱化（電線を地中に埋設）し、防災性の向上と、植栽配置も含めた景観への配慮を図ります

### 標準横断面図



上：【整備例】補助132号線（石神井町3丁目付近）  
 下：断面イメージ 補助230号線

### 整備イメージ



整備前  
 （関町北2丁目付近）



整備後のイメージ  
 （補助132号線：石神井町2丁目付近）